

空家でお困りの方へ ■ 空家等相談会の案内

橿原市では、専門家による相談会(無料)を定期的
に実施しております。空家に関するお悩みがある
方はぜひ一度ご利用ください。



日時

毎月**第2木曜日**
13:30~16:30
(祝日の場合は第3木曜日)

場所

ナビプラザ
(橿原市観光交流センター)
4F 市民相談広場
大和八木駅南側すぐ

申込

橿原市役所 住宅政策課まで
※開催1週間前までに申込書による事前
申込が必要となります。

主な相談例

- 物件を相続したが何から手をつければいいのか
わからない
- 空家所有者が高齢で施設に入っている、認知症
である
- 荷物が残っていて、処分しないと貸したり売ったり
できないのでは
- 手放したいが、建物の安全性や活用方法がわか
らない
- 相続登記の問題がある
- 隣家が長らく空家で草木が茂って困っている

下記の様な内容は対象外となります

- × 訴訟等に関する相談
- × 第三者より報酬を受けて業として行っている案件
に関する相談
- × その他空家相談会の設置目的と異なる相談

空家等相談会のお申込みは
橿原市役所住宅政策課までお気軽にお問い合わせください!!

電話 直通 **0744-47-3514**

代表 **0744-22-4001** (内線164)

電話受付日時: 平日 8:30~17:15

メール **jyutaku@city.kashihara.nara.jp**

お問い合わせ
待っています!



橿原市観光PRキャラクター
「さらちゃん」

橿原市空家等対策プラットフォームのご案内

空家に関する 悩みはありませんか?

橿原市と空家の専門家が
解決に向けてお手伝いします!

- 権利者や権利関係が複雑で利活用や売却をしたくてもできない
- 活用したいが、建物の安全性が不明なので活用方法がわからない
- 遠方に住んでいるので自ら管理することができない



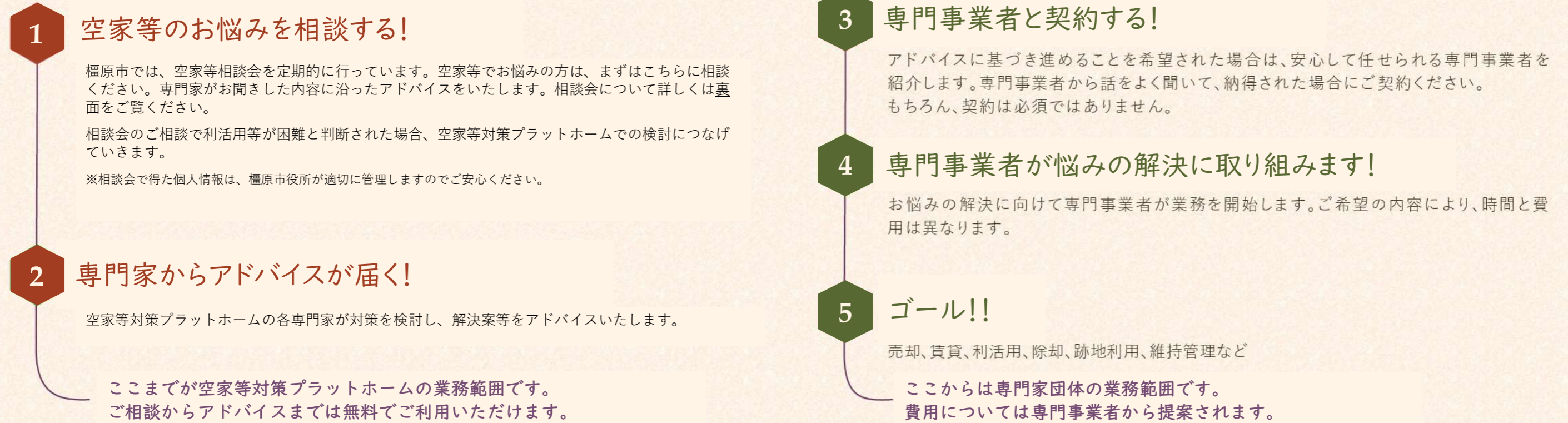
空家等を所有される方などのご意向を伺いながら、
利活用が困難な空家等の解決策を提案します!

■ 空家等対策プラットフォームについて

宅地建物取引士、建築士、建設業等、空家の問題に関係する様々な専門家団体が橿原市と協定を締結し、参画しています。専門性や幅広いネットワークを活かして空家の対策を検討し、提案します。また、相談・希望内容に応じて、適切な専門家団体を紹介します。



■ 相談の流れ 空家の悩みをお持ちの方は、まずは相談会をご利用ください。専門家と一緒に解決しましょう！



■ プラットホーム参画団体 以下の専門家団体がプラットフォームに参画しています。

- | | | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築士
改修・インスペクション支援等
売買・賃貸・利活用に向けて住宅を改修するための診断や設計を行います
参画団体
・奈良県建築士会
・奈良県建築士事務所協会 | 司法書士
権利登記、相続人調査支援等
登記や相続の問題がある場合、手続きや調査を代行します
参画団体
・奈良県司法書士会 | 不動産鑑定士
不動産の鑑定等
売買・賃貸の参考として、土地・建物の価値を鑑定します
参画団体
・奈良県不動産鑑定士協会 | 建設業
改修・工事関連
建物の改修・建設を行います
参画団体
・奈良県建築協同組合
・橿原市建設業協会
・橿原商工会議所(建設部会) | 社会福祉協議会
空家に関する周知等
福祉職員や民生委員等に対して、空家の予防に関する情報を周知します
参画団体
・橿原市社会福祉協議会 |
| 宅地建物取引士
不動産仲介支援等
売買・賃貸の際に仲介を行います
参画団体
・奈良県宅地建物取引業協会
・全日本不動産協会奈良県本部 | 土地家屋調査士
調査・測量、表示登記等
登記の問題がある場合や境界がはっきりしない場合、手続きや測量を行います
参画団体
・奈良県土地家屋調査士会 | 解体工事業
解体工事等
建物の解体を行います
参画団体
・奈良県解体工事業協会 | 商工会議所
市内加盟事業者紹介
福祉・清掃・荷物整理など、生活に関わる事業者が必要な場合、紹介します
参画団体
・橿原商工会議所 | NPO
空家相談・啓発活動
空家の利活用や管理の相談・啓発を行います
参画団体
・NPO法人空き家コンシェルジュ |